

静岡県告示第117号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和3年2月24日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

内瀬戸寺前No. 2 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
藤枝市		内瀬戸	ヤシキノウチ	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた区域
			ウラヤマ	650-2 1号
			テラマヘ	658-8 2号
			〃	660-4 3号
			〃	660-4 4号
			〃	660-1 5号
			〃	662-1 6号
			〃	663 7号
			〃	645-1 8号
			〃	646-1 9号
〃	658-47 10号			